

諮問（情）第 74 号

答 申

第 1 審査会の結論

山口処理場を北海道新幹線トンネル工事要対策土の受入候補地としたことに伴う説明を希望者に対して個別にしたことを証する文書の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対して、札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った令和 3 年 4 月 28 日付け札新推第 65 号による一部公開決定（以下「原決定」という。）及び同年 9 月 10 日付け札新推第 10141 号による再決定（以下「再決定」という。）により非公開とした部分のうち、下記(1)の部分については非公開の根拠条文を下記(2)のとおり改めた上で非公開とすることが妥当であるが、その他の部分については公開すべきである。

(1) 非公開とすることが妥当な部分

- ア 個人の氏名、住所（匿名の個人の居住地区が分かる部分を含む。）、電話番号、所属先及びこれらが分かる部分（学校職員を除く。）
- イ 法人その他の団体又は事業を営む個人の名称、住所、電話番号及びこれらが分かる部分（対象公文書の NO. 3、NO. 4 及び NO. 26 の非公開部分（NO. 26 の個人の氏名を除く。））
- ウ 法人その他の団体又は事業を営む個人の名称、住所、電話番号及びこれらが分かる部分（上記イを除く。）

(2) 非公開とする根拠条文

- ア 札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 号本文及び条例第 7 条第 5 号オ（個人の住所のうち匿名の個人の居住地区が分かる部分については、条例第 7 条第 5 号オのみ）
- イ 条例第 7 条第 2 号ア及び条例第 7 条第 5 号オ
- ウ 条例第 7 条第 5 号オ

第 2 審査請求に至る経緯**1 公文書の公開請求**

審査請求人は、条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 16 日付けで、諮問庁に対し、本件請求を行った。

2 原決定

諮問庁は、次のとおり、令和 3 年 4 月 28 日付け公文書一部公開決定通知書により原

決定を行った。

(1) 対象公文書

手稲山口問合せ一覧

(2) 非公開部分

ア 問い合わせ又は立会を行った方について学校を除く、個人の氏名、役職、職業、所属、会社、住所、電話番号又は町内会が分かる部分

イ 問い合わせ又は立会を行った方について学校を除く、北海道新幹線対策土受入に関する意見・要望等の発言内容が分かる部分

3 審査請求

審査請求人は、原決定を不服として、令和 3 年 7 月 28 日、諮問庁に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 再決定

諮問庁は、本件審査請求を受け、令和 3 年 9 月 10 日付け公文書一部公開決定通知書により、原決定のうち次の部分を公開する旨の再決定を行った。

(1) 問い合わせ又は立会を行った方について学校を除く、北海道新幹線対策土受入に関する意見・要望等の発言内容が分かる部分

第 3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

原決定のうち次の部分を非公開とした処分を取り消し、公開するとの裁決を求める。

(1) 問い合わせ又は立会を行った方について学校を除く、個人の職業、所属、会社、住所（住居表示を除く。）又は町内会が分かる部分（以下「非公開部分 1」という。）

(2) 問い合わせ又は立会を行った方について学校を除く、北海道新幹線対策土受入に関する意見・要望等の発言内容が分かる部分（以下「非公開部分 2」という。）

2 本件審査請求の理由

(1) 非公開部分 1 について

ア 当該部分を公開しても、特定の個人を識別することはできない。したがって、当該部分は条例第 7 条第 1 号本文に該当しない。

イ 仮に当該部分の一部が条例第 7 条第 1 号（個人に関する情報）本文に該当する

としても、当該部分の全てを非公開とする必要はない。条例第 7 条第 1 号（個人に関する情報）本文に該当しない当該部分を公開すべきである。

(2) 非公開部分 2 について

ア 当該部分は市民一個人としての問い合わせや立会であり、その公開によって市と地域との信頼関係が失われるという諮問庁の主張は明らかな誇張である。市と地域との関係の問題として当該部分を論じること自体失当である。

イ 仮に当該部分を市と地域との関係の問題として考えるとしても、当該部分は手稲山口地区に北海道新幹線対策土を受け入れることに関して市民として当然の意見・質問・要望等に過ぎず、その公開によって市と地域との信頼関係が失われることは想定され得ない。

ウ 上記ア及びイにより、当該部分は条例第 7 条第 5 号オに該当しない。

第 4 諮問庁の当初の説明要旨

1 非公開部分 1 について

当該部分は、個人に関する情報で、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものであるから、条例第 7 条第 1 号本文（個人に関する情報）に該当する。

第 5 諮問庁による主張の一部取下げ等について

当審査会において、本件審査請求の審議に当たり、諮問庁に対して、公開・非公開決定後の状況の変化を踏まえ、公開が可能となった部分がないか、あるいは非公開の主張を維持する場合には、非公開理由を具体的に補充できるか検討するように求めたところ、諮問庁から下記(1)の非公開部分を除き非公開の主張を取り下げるとともに、答申後の裁決において非公開の根拠条文を下記(2)のとおり変更する旨の申出があった。

(1) 非公開の主張を維持する部分

ア 個人の氏名、住所、電話番号、所属先及びこれらが分かる部分（学校職員を除く。）

イ 法人その他の団体又は事業を営む個人の名称、住所、電話番号及びこれらが分かる部分（対象公文書の NO. 3、NO. 4 及び NO. 26 の非公開部分（NO. 26 の個人の氏名を除く。））

ウ 法人その他の団体又は事業を営む個人の名称、住所、電話番号及びこれらが分かる部分（上記イを除く。）

(2) 非公開の根拠条文について

ア 上記(1)アについて、条例第 7 条第 1 号本文（個人に関する情報）を条例第 7 条

第1号本文（個人に関する情報）及び条例第7条第5号オ（事務・事業に関する情報）に改める。

イ 上記(1)イについて、条例第7条第1号本文（個人に関する情報）を条例第7条第2号ア（法人等に関する情報）及び条例第7条第5号オ（事務・事業に関する情報）に改める。

ウ 上記(1)ウについて、条例第7条第1号本文（個人に関する情報）を条例第7条第5号オ（事務・事業に関する情報）に改める。

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、令和2年6月に手稲山口地区で開催した手稲山口処理場を北海道新幹線札幌トンネル工事掘削土の受入候補地として選定したことに係る住民説明会を開催するに当たり、開催案内を直接配布した方との対話記録及び住民説明会の開催前後の時期に住民等から寄せられた電話での問い合わせ内容が記録された文書である。

2 非公開情報該当性について

諮問庁から上記第5(1)の非公開部分を除き非公開部分の主張を取り下げる旨の申出があったことから、当審査会は、その非公開情報該当性について検討する。

(1) 条例の規定について

ア 条例第7条第1号（個人に関する情報）本文は、「個人に関する情報（中略）で特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの」は公開しないことを定めたものである。ただし、「ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 公務員等（中略）の職務の遂行に係る情報（後略）」のいずれかに該当する情報は、本号本文で規定する非公開情報から除くこととしている。

イ 条例第7条第2号ア（法人等に関する情報）は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」のうち、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」は公開しないことを定めたものである。

ウ 条例第7条第5号オ（事務・事業に関する情報）は、「市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」のうち、「事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」は公開しないことを定めたものである。

(2) 非公開情報該当性について

ア 個人の氏名、住所（匿名の個人の居住地区が分かる部分を含む。）、電話番号、所属先及びこれらが分かる部分（学校職員を除く。）

(ア) 条例第7条第1号該当性

当審査会において対象公文書を見分したところ、諮問庁が当該非公開部分に該当するものとして非公開としている部分に、匿名で問い合わせや意見等を述べた個人の居住地区が分かる部分が含まれていることが確認された。匿名の個人においては、居住地区が分かる部分から特定の個人を識別することはできず、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報にも該当しないことから、当該非公開部分のうち、匿名の個人の居住地区が分かる部分については条例第7条第1号本文（個人に関する情報）には該当しない。

上記の部分を除いて、当該非公開部分は、個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものに該当することから、条例第7条第1号（個人に関する情報）本文に該当し、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(イ) 条例第7条第5号オ該当性（匿名の個人の居住地区が分かる部分を除く部分）

匿名の個人の居住地区が分かる部分を除いて、当該非公開部分は、問い合わせや意見等を述べた個人からすれば、当該非公開部分がその内容とともに公にされることは想定しておらず、これらの情報が公にされた場合には、誰がどのような問い合わせを行っているか、どのような意見を持っているかが分かることを恐れ、今後、新幹線建設事業について市に対して問い合わせを行ったり意見を述べたりすることを躊躇することとなる。その結果、市が新幹線建設事業を進めていくに当たり、個人から貴重な意見を頂いたり必要な理解を得る機会が損なわれ、市の事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、当該非公開部分は条例第7条第5号オ（事務・事業に関する情報）に該当する。

(ウ) 条例第7条第5号オ該当性（匿名の個人の居住地区が分かる部分）

匿名の個人の居住地区が分かる部分については、世帯数が少ない地区や要対

策土の受入れについて反対運動を行っている住民がいる地区の名称が含まれている。当該部分を公開した場合には、どの地区の住民がどのようなことを言っているかが分かることにより、当該地区内及び当該地区間において住民間に亀裂が生じることにつながり、市と当該地区の住民との間の信頼関係が損なわれることとなり、市の事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、条例第7条第5号オ（事務・事業に関する情報）に該当する。

イ 法人その他の団体又は事業を営む個人の名称、住所、電話番号及びこれらが分かる部分（対象公文書のNO. 3、NO. 4及びNO. 26の非公開部分（NO. 26の個人の氏名を除く。））

（ア）条例第7条第2号ア該当性

対象公文書のNO. 3、NO. 4及びNO. 26は、山口地区への対策土の受入について、賛成意見を述べ（NO. 3）、否定的見解を述べ（NO. 4）、悲観的な見解を示した（NO. 26）法人その他の団体又は事業を営む個人の名称が分かる部分であり、これらを公にすることにより、当該法人その他の団体又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれることとなり、当該法人その他の団体又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、条例第7条第2号ア（法人等に関する情報）に該当する。

（イ）条例第7条第5号オ該当性

当該非公開部分は、意見等を述べた法人等からすれば、当該非公開部分がその内容とともに公にされることは想定しておらず、これらの情報が公にされた場合には、上記ア（イ）と同様の理由により、市の事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、当該非公開部分は条例第7条第5号オ（事務・事業に関する情報）に該当する。

ウ 法人その他の団体又は事業を営む個人の名称、住所、電話番号及びこれらが分かる部分（上記イを除く。）

当該非公開部分は、市に対して、一般的な問い合わせ等を行った法人その他の団体又は事業を営む個人の名称が分かる部分である。

問い合わせ等を行った法人等からすれば、当該非公開部分がその内容とともに公にされることは想定しておらず、これらの情報が公にされた場合には、上記ア（イ）及びイ（イ）と同様の理由により、市の事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、当該非公開部分は条例第7条第5号オ（事務・事業に関する情報）に該当する。

エ まとめ

上記アからウまでにより、上記第5(1)の非公開部分は、いずれも条例第7条に規定する非公開情報に該当することから、非公開とすることが妥当である。

3 結論

以上のことに基づいて、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年11月11日	諮問書、諮問庁の一部公開決定理由説明書等を受理
令和3年11月18日	審査請求人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出等を要請
令和3年12月17日	審査請求人から意見書の提出
令和4年 8月16日 (第194回審査会)	審議（事案の経過・概要等）
令和4年 9月14日 (第195回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議
令和4年11月 1日 (第196回審査会)	審議
令和4年11月30日	答申